

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

(別紙様式3)

平成 年度 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）調書

平成 年度 文部科学省・厚生労働省所管

(都道府県名)

国		都 道 府 県									備 考
歳 出 予 算 科 目	交 決 付 定 の 額 円	歳 入			歳 出						
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 相 当 額 円	支 出 済 額 円	う ち 相 当 額 円		
(項) 初等中等教育等振興費											
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金											
(項) 子ども・子育て支援対策費											
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第 1 通則 (略)</p> <p>第 2 基金事業 (1) 基金の設置 (略)</p> <p>(2) 基金の設置方法 (略)</p> <p>(3) 基金事業の実施</p> <p>① 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)による特別対策事業」の2の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限(以下「事業実施期限」という。)までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。 イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。 ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。 エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。 また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。</p> <p>② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。</p> <p>③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p>	<p>別 紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第 1 通則 子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)及び基金を活用して行われる特別対策事業(以下「特別対策事業」という。)については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第 2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。 ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施</p> <p>① 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)は、平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。 イ 都道府県は、平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。 ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成22年度末までの基金事業に係る計画を策定する。 エ 都道府県は、市町村が平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、予め市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。 また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。</p> <p>② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。</p> <p>③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p>

(4) 運用益の処理
(略)

(5) 基金事業の中止
(略)

(6) 基金の処分の制限
(略)

(7) 事業の終了

① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して90日間を限度に基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し90日後」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式1により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 区分ごとの精算

事業実施期限が到来した事業は、別添13「高等技能訓練促進費等事業」にかかる分を除き、別添の2の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成23年度分以降は厚生労働大臣)に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式2により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。

別添13「高等技能訓練促進費等事業」に係る精算については、(7)の②によるものとする。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式1により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成23年度分以降は厚生労働大臣)に提出しなければならない。

なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成22年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、平成22年度末における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成23年6月末まで基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「22年度末」を「23年6月末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成22年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)による特別対策事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添 1、2、4 及び 6 から 1 2 並びに 1 4 から 2 1 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等
(略)

(4) 特別対策事業の中止
(略)

(5) 事業実施報告
(略)

第 4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件
(略)

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添 1 から 2 及び 4 から 8 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第 4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第 3 に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ③ 文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

④ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑧ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

⑨ 市町村が①から⑧により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑩ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (2)の②、③及び④に掲げる条件

② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) (2)の⑥及び(3)の④により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (2)の⑨及び(3)の⑤により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1から22に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計額を選定する。
- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して少ない方の額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

第6 その他

(1) (略)

(2) 都道府県は、別添の2の①欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない（別添の2の①欄の「2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）」と他の区分との配分の変更は不可）。

(3) (略)

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～9に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計額を選定する。
- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の④欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

第6 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき決定された交付要綱の4の(1)、(2)、(5)の区分ごとの交付額については、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をしてはならない（(3)と(4)の間での相互の区分ごとの交付額の変更は可能）。

(3) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

別 添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大 規 模 修 繕 等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整 備	老 朽 民 間 児 童 福 祉 施 設 整 備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 保 育 サ ー ビ ス 等 の 充 実（文 部 科 学 省 関 係 を 除 く）	(1)保育所等整備事業						平成22年度末	平成22年度末
	○保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4(1) 21年度交付要綱4(1)ア及びイ	市町村	○別添1の3(1)に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の3(2)に該当する市町村 1/2 - 1/4				
	○賃貸物件による保育所整備事業(別添2) 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く		市町村	1/2 - 1/4				
	○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。		市町村	1/2 - 1/2				
	○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。		指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/3 - 2/3 1/3 1/3 1/3				
(2)広域的保育所利用事業(別添5) 自国の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付要綱4(1)ウ及びエ	市町村	1/2 - 1/2			平成22年度末		

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)	(3)家庭的保育改修等事業(別添6)						平成22年度末	平成22年度末
	○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3)	市町村	1/2	—	1/2		
	○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	21年度交付要綱4(1)才及びカ	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2		
	(4)保育の質の向上のための研修事業等(別添7)						平成22年度末	
	○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	20年度交付要綱4(4)	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2		
	○保育士再就職支援コーディネーター配置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを配置する。	21年度交付要綱4(1)キ	都道府県	1/2	1/2	—		
	(5)認定こども園整備等事業						平成22年度末	
	○認定こども園整備事業(厚生労働省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	—	1/4		
	○認定こども園事業費(厚生労働省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象		市町村	1/2	1/4	1/4		
	○認定こども園整備事業(文部科学省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	—	1/4		
○認定こども園事業費(文部科学省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	市町村		1/2	1/4	1/4			
(6)認定こども園等の環境整備等事業						平成22年度末		
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(別添10) 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)アからウ	都道府県	1/2 1/3	—	—			
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援(別添11) 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)エ	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2			
3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業(別添12)						平成22年度末	平成22年度末
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4(3)	都道府県 市町村	定額	—	—		
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県 市町村					
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県 市町村					
	・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県 市町村					
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)		都道府県 市町村					
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもの預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県					
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県					
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県 市町村					
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県 市町村					
・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援	都道府県 市町村							